瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月２８日

瀬戸市長　川 本 雅 之

瀬戸市規則第２１号

瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則（昭和５１年瀬戸市規則第１９号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（本人確認書類） 第４条　条例第４条第２項に規定する規則で定める書類（以下「本人確認書類」という。）は、次のとおりとする。 ⑴　＜省略＞ ⑵　出入国管理及び難民認定法第１９条の３の在留カード<u>及び第１９条の１５の２第１項の特定在留カード</u> ⑶　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第７条の特別永住者証明書<u>及び第１６条の２第１項の特定特別永住者証明書</u> ⑷から⑺まで　＜省略＞	（本人確認書類） 第４条　条例第４条第２項に規定する規則で定める書類（以下「本人確認書類」という。）は、次のとおりとする。 ⑴　＜省略＞ ⑵　出入国管理及び難民認定法第１９条の３の在留カード ⑶　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第７条の特別永住者証明書 ⑷から⑺まで　＜省略＞

附　則

この規則は、公布の日から施行する。